

授業料に係る必要な手続きについて（事前お知らせ）

7月は、入学時に手続きした授業料（高等学校等就学支援金）の申請等更新手続きを行う期間です。

手続きが必要な方のみへ、7月以降に書類をお送りします。

●認定となった方（6月末に認定通知はがきをご自宅に郵送します）

マイナンバー情報を既に提出している場合は、手続きは原則不要です。

7月にご家庭の所得情報が更新されますので、これに基づいて改めて受給資格の確認を県が行い、9月末に決定通知をお送りします。

継続を希望せず辞退する場合は、学校事務室へご相談ください。

マイナンバー情報未提出者については、オンライン申請システムによる手続きが必要です。

手続きについての案内は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

●不認定となった方（6月末に不認定通知書をご自宅に郵送します）

オンライン申請システムによる手続きが必要です。（辞退の場合を含む）

手続きについての案内は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

●辞退又は未申請の方（結果通知書は届きません）

オンライン申請システムによる手続きが必要です。（辞退の場合を含む）

手続きについての案内は、7月以降にご自宅へ郵送予定です。

オンライン申請システムによる手続きには、生徒の保護者等全員分のマイナンバーの入力が必要です。（辞退者を除く）

マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入りの住民票または住民票記載事項証明書など）のご準備をお願いいたします。

上記のほか、収入の修正申告や税額の更正決定による課税情報の変更や、離婚・死別・再婚、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、就学支援金の対象から外れることや、新たに支給対象となることがありますので、年間を通して随時学校事務室へ連絡してください。